

事業群評価調書（令和7年度実施）

基本戦略名	3-3 安全安心で快適な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	警察本部 交通企画課	松尾 邦仁
施策名	1 犯罪や交通事故のない安全・安心なまちづくりの推進	事業群関係課(室)	交通・地域安全課、道路維持課、交通指導課、交通規制課、運転免許管理課	
事業群名	② 交通安全対策の推進	令和6年度事業費(千円)	※下記「2. 令和6年度取組実績」の事業費(R6実績)の合計額	2,250,456

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025 本文) 交通事故の起きにくい安全で住みやすい地域の実現のため、市町をはじめ、関係機関・団体と緊密に連携し、総合的な交通安全対策を推進することで交通事故の減少を目指します。						(取組項目) i) 交通安全運動、交通安全教育等の推進 ii) 交通指導取締りの推進 iii) 交通安全施設の整備 iv) 運転免許行政の推進																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">事業群</th> <th colspan="2">指標</th> <th>基準年</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>最終目標(年度)</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>目標値①</th> <td>3,700件以下</td> <td>3,500件以下</td> <td>3,300件以下</td> <td>3,100件以下</td> <td>2,900件以下</td> <td>2,900件以下 (R7)</td> </tr> <tr> <th colspan="2">年間の交通人身事故発生件数</th> <th>実績値②</th> <td>3,959件 (R元)</td> <td>2,805件</td> <td>2,610件</td> <td>2,639件</td> <td>2,416件</td> <td>2,416件</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>達成率 ②/①</th> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>順調</td> </tr> </tbody> </table>							事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)			目標値①	3,700件以下	3,500件以下	3,300件以下	3,100件以下	2,900件以下	2,900件以下 (R7)	年間の交通人身事故発生件数		実績値②	3,959件 (R元)	2,805件	2,610件	2,639件	2,416件	2,416件	達成率 ②/①	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	順調
事業群	指標		基準年	R3	R4	R5		R6	R7	最終目標(年度)																																	
			目標値①	3,700件以下	3,500件以下	3,300件以下		3,100件以下	2,900件以下	2,900件以下 (R7)																																	
	年間の交通人身事故発生件数		実績値②	3,959件 (R元)	2,805件	2,610件	2,639件	2,416件	2,416件																																		
達成率 ②/①	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	順調																																			

2. 令和6年度取組実績（令和7年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費(単位:千円)			事業概要			指標(上段:活動指標、下段:成果指標)				令和6年度事業の成果等		
				R5実績	うち一般財源	人件費(参考)	令和6年度事業内容及び実施状況 (令和7年度新規・補正事業は事業内容)			主な指標	R5目標	R5実績	達成率			
事業期間	法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業(公共、研究等)	事業対象			R6目標	R6実績			R7目標					
所管課(室)名	事業期間	法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業(公共、研究等)	事業対象											
i	○	1	交通安全教育推進事業	23,564	21,786	192,241	●事業内容 道路交通法の規定に基づく安全運転管理者に対する法定講習や、地域交通安全活動推進委員による交通安全広報活動の推進及び関係機関・団体と連携したあらゆる世代に対する交通安全教育を実施。	【活動指標】 交通安全教育実施回数(回)	7,000	7,168	102%	●事業の成果 ・コロナ禍を経て大人数が集まる講習が減少していることもあり、活動指標、成果指標のいずれも目標を達成できなかつたが、オンライン講習をはじめ各種機会を捉えた幅広い世代に対する講習や出前型講習の新規開拓、SNS等の活用といった新たな取組を積極的に実施した結果、受講人数は前年度に比べ3万7千人程度増加した。	【成果指標】 交通安全教育受講人員(人)	420,000	319,659	76%
			道路交通法第108条の27	28,232	25,467	193,158	●実施状況 安全運転管理者等6,136人に対して法定講習をオンラインで実施したほか、地域交通安全活動推進委員199人による交通安全活動等を通じて、県民の交通安全意識の高揚を図った。		7,000	6,502	92%	●事業群の目標達成への寄与 ・年間の交通事故による人身事故発生件数は2,416件と、前年と比べ223件減少し、目標値はもとより最終目標年度の目標値も下回り、交通事故抑止に大きく寄与した。		420,000	356,690	84%
			交通企画課	—	—	—	幼児から高齢者までの運転者・歩行者		7,000					420,000		

○ 取組項目 i	2	交通安全対策推進費	6,971	6,971	5,361	<p>●事業内容 交通安全対策基本法等に基づき、「長崎県交通安全実施計画」を策定するほか、県民の交通安全意識の高揚を図るために、県内児童・生徒向けの交通安全図画コンクールを開催。</p> <p>●実施状況 交通安全対策会議幹事会を開催し、「令和6年度長崎県交通安全実施計画」を策定した。また、県内の小、中、高等学校等の児童・生徒から交通安全図画を募集し、優秀作の公共施設等への掲示等を行った。</p>	【活動指標】 交通安全実施計画の策定	策定	策定	—	<p>●事業の成果 ・令和6年5月29日長崎県交通安全対策幹事会を開催し「令和6年度長崎県交通安全実施計画」を策定し、総合的な交通安全対策を推進した。</p> <p>●事業群の目標達成への寄与 ・県の関係機関・団体で統一した交通安全対策を実施することができ、交通事故発生件数及び交通事故死者数は前年比マイナスを達成した。また、児童・生徒から交通安全図画を募集することで交通安全の意識の高揚ができ、子どもの交通事故防止に寄与した。</p>
			8,459	8,459	5,519		策定	策定	—		
			8,480	8,480	5,515		策定	—	—		
			交通安全対策基本法第16条、第25条				【成果指標】 指標なし				
			S46-				—	—	—		
	3	交通安全運動推進費	○	—	—	県民全体、関係機関・団体	—	—			
			1,010	1,010	4,978	<p>●事業内容 四季の交通安全運動を通じて、様々な交通事故防止策を実施。また、交通死亡事故が多発した場合には、県下全域または特定地域に警告を発し、総合的かつ集中的な対策を実施。</p> <p>●実施状況 市町、関係機関・団体が一体となり、四季の交通安全運動及びスローガン等を周知するポスターを作成するとともに、新聞、ラジオ等で広く県民に周知を図った。</p>	【活動指標】 交通安全運動ポスター配布数	27,000	27,630	102%	<p>●事業の成果 ・交通安全運動期間中の交通事故件数は前年より75件減少したほか、年間では発生件数、負傷者数が減少、重傷者数は増加したものとの、死者数は統計が開始された昭和23年以来最少の26人であった。また交通死亡事故多発警報の発令もなかった。</p> <p>●事業群の目標達成への寄与 ・市町、関係機関・団体と一緒に交通安全運動を通じて県民の交通安全意識の高揚に努めたことで、発生件数、負傷者数を減少させ、死者数は統計開始以降過去最少となるなど、交通事故抑止に寄与した。</p>
			1,171	1,171	5,124		27,000	30,180	111%		
			1,144	1,144	5,121		27,000	【成果指標】 警報発令時の集中的な広報活動の実施			
			S51-				目標値無し	※発令無し	—		
			交通・地域安全課	—	—	県民全体、関係機関・団体	目標値無し	—	—		
4	4	交通安全指導員等育成費	74,805	37,403	3,830	<p>●事業内容 各地域における交通事故の抑止のため、（一財）長崎県交通安全協会に対して補助金を交付し、協会が実施する交通安全指導員の設置及び活動事業を促進するとともに、指導能力向上のための研修会を実施。併せて、市町が委嘱している交通指導員に対しても交通事故情報、交通法規、活動状況の情報交換等を内容とする研修会を実施。</p> <p>●実施状況 (一財)長崎県交通安全協会に補助金を交付し、交通安全指導員新任研修会等を通じて指導力の向上を図った。また、交通指導員研修会を開催し、交通指導員の能力向上を図った。</p>	【活動指標】 交通安全指導員研修会開催数	2	2	100%	<p>●事業の成果 ・交通安全指導員、市町交通安全指導員研修により、交通安全指導に関する資質、交通安全リーダーとしての意識等の向上が図られ、これによって子どもの交通事故抑止につながった。令和6年中、子ども被害の交通事故を0に抑えた。</p> <p>●事業群の目標達成への寄与 ・交通安全指導員による幼児・児童への交通安全教育、交通安全指導・誘導が行われたことにより、子どもの交通事故の構成率は低く、死亡事故の発生がないなど交通事故抑止に寄与した。</p>
			75,814	37,923	3,942		2	2	100%		
			84,933	42,499	3,939		2	【活動指標】 研修会開催回数(回)			
			交通安全指導員設置費補助金実施要綱			10	7	70%			
			S48-			7	7	100%			
	5	交通安全母の会育成費	—	—	—	①交通安全推進関係団体、②市町	7	【成果指標】 年間の子どもの交通事故死者数(人)			
			450	450	1,532	<p>●事業内容 交通安全対策基本法等により策定した交通安全実施計画に基づき、「交通安全は家庭から」をスローガンに交通安全活動を実践する交通安全母の会に対して補助金を交付。</p> <p>●実施状況 長崎県交通安全母の会連合会に補助金を交付するとともに、団体の活動の活性化を図った。</p>	【活動指標】 交通安全推進イベント開催回数(回)	1	1	100%	<p>●事業の成果 ・交通安全キャラバン、ストップマーク整備事業を展開したことで、子どもの交通事故を抑止した。また、高齢者宅訪問事業も併せて実施した。</p> <p>●事業群の目標達成への寄与 ・長崎県交通安全母の会連合会の活動により地域における親子間での交通安全意識を高め子どもの交通事故抑止に寄与した。</p>
			428	428	1,577		1	1	100%		
			407	407	1,576		1	【成果指標】 年間の子どもの交通事故死者数(人)			
			長崎県交通安全母の会連合会補助金実施要綱			1以下	1	100%			
			S53-			1以下	0	100%			
			交通・地域安全課	—	—	交通安全推進関係団体	1以下	【成果指標】 年間の子どもの交通事故死者数(人)			

取組項目i	6	高齢者交通安全教育事業費	790	790	3,154	<p>●事業内容 高齢者を交通事故の被害者及び加害者にしない対策として、高齢者を中心とした交通安全教育・啓発のための講習会を開催することとし、3か年で県内21市町を網羅できるよう年7市町以上において開催。</p> <p>●実施状況 目標である7市町で開催し、シミュレータ機材を活用した高齢者対象の参加体験型講習会を開催した。</p>	【活動指標】 講習会の開催数(市町)	7	7	100%	<p>●事業の成果 ・講習会の実施により高齢者の交通安全に対する意識向上を図った結果、令和6年中の高齢者関連事故件数は1,071件であった。</p> <p>●事業群の目標達成への寄与 ・高齢運転者及び歩行者への交通安全教育が行われたことにより、高齢者が関連した事故件数について目標を達成し、交通事故抑止に大きく寄与した。</p>	
			814	814	3,151		7					
			—									
			R6-8									
取組項目ii	7	交通秩序の維持事業	326,959	295,987	2,008,956	<p>●事業内容 交通事故などの重大事故抑止を目的として、交通事故実態の分析に基づいた交通指導取締りや悪質性・危険性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを実施。</p> <p>●実施状況 令和5年中の交通事故発生状況を分析した結果、交差点及び交差点付近における交通事故が全事故の半数以上を占めたことから、横断歩行者妨害や信号無視などの交差点関連違反の取締りを重点的に実施した。また、重大事故につながりやすい飲酒・無免許運転などの悪質で危険性の高い違反についての交通指導取締りも強化した。</p>	【活動指標】 悪質性・危険性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りの実施による検挙件数(件)	数値目標なし	12,664	—	<p>●事業の成果 ・交差点関連及び悪質・危険性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進し、交通安全秩序の維持を図った。</p> <p>●事業群の目標達成への寄与 ・交通事故を分析した交通指導取締りを推進したことにより、運転者等の交通安全意識の高揚と交通安全秩序が維持され、交通事故抑止に寄与した。</p>	
			325,950	300,951	2,086,106		数値目標なし	13,577	—			
			322,986	294,531	2,063,248		数値目標なし					
			警察法第2条									
		交通指導課	○	—	—	<p>車両の運転者、歩行者等</p>	【成果指標】 交差点関連違反を原因とする事故及び飲酒・無免許運転による事故の合計件数(過去3年間以下の平均件数)	660以下	718	91%		
			—					666以下	661	100%		
			○	—	—			672以下				
取組項目iii	8	交通安全施設整備事業	1,161,726	553,152	164,668	<p>●事業内容 交通事故の防止を図り、併せて交通の円滑化に資するため、交通の安全を確保する必要がある道路について交通環境を改善するための施設整備を実施。</p> <p>●実施状況 主に交通管制センターが信号機を管理する地域において、信号機の更新を行った。また、バリアフリーに対応した音響式信号機、エスコートゾーン及び横断歩道の新設・更新を行うなど、交通安全施設の整備を推進した。</p>	【活動指標】 歩行者支援型交通信号機の整備(基)	18	18	100%	<p>●事業の成果 ・交通弱者を重点対象とするバリアフリー対応型の交通安全施設の整備を推進し、信号交差点における高齢者、障害者等の交通事故抑止を図った。</p> <p>●事業群の目標達成への寄与 ・交通安全施設の整備を推進したことで、より安全な交通環境となり、交通事故抑止に寄与した。</p>	
			1,108,881	551,954	143,488			20	18	90%		
			1,193,524	494,105	145,743			7				
			道路交通法第4条									
		交通規制課	○	—	—	道路利用者	【成果指標】 信号交差点における高齢者、障害者等の交通事故発生件数(件)	33以下	24	100%	<p>●事業の成果 ・会計年度任用職員によるパトロールや適正な特殊車両通行許可審査を行い、道路交通の安全を確保した。</p> <p>●事業群の目標達成への寄与 ・交通安全施設の整備を推進したことで、より安全な交通環境となり、交通事故抑止に寄与した。</p>	
取組項目iv	9	交通安全確保業務	5,327	0	0	<p>●事業内容 交通安全対策及び不法占用防止等を目的としたパトロールや適正な特殊車両通行許可審査を実施。</p> <p>●実施状況 会計年度任用職員によるパトロールや適正な特殊車両通行許可審査を行った。</p>		36	40	111%		
			6,712	0	0			36	37	102%		
			6,737	0	0			36				
		道路維持課	道路法第42条				【成果指標】 不法占有物件に起因する事故の発生件数(件)	0	0	100%	<p>●事業の成果 ・会計年度任用職員によるパトロールや適正な特殊車両通行許可審査を行い、道路交通の安全を確保した。</p> <p>●事業群の目標達成への寄与 ・道路交通の安全が確保され、交通事故抑止に寄与した。</p>	
			道路法施行令第35条の2					0	0	100%		
			○	—	—	道路利用者		0				
取組項目iv	10	運転免許行政の推進	686,480	686,480	638,760	<p>●事業内容 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的とした運転免許の付与及び取消し等の行政処分の実施。</p> <p>●実施状況 運転免許保有者等からの安全運転相談において、相手の立場に応じた助言や対応を行ふとともに、悪質・危険な運転者に対しては、早期に運転免許取消しなどの行政処分を行つた。</p>	【活動指標】 安全運転相談による聞き取り件数(件)	1,500	1,684	112%	<p>●事業の成果 ・適正な運転免許行政を推進した結果、運転免許保有者や新規取得者の安全運転意識の高揚が図られた。また、悪質・危険な運転者に対して早期に行政処分を執行し、道路交通上の危険を防止した。</p> <p>●事業群の目標達成への寄与 ・令和6年中の交通事故発生件数及び死者数は前年に比べ減少しており、交通事故抑止に寄与した。</p>	
			694,019	694,019	654,372			1,500	1,746	116%		
			710,468	676,668	639,693			1,500				
			道路交通法第101条、第103条ほか				【成果指標】 運転免許人口1万人当たりの交通事故発生件数(件)	33以下	32	100%		
		運転免許管理課	○	—	—	運転免許新規取得者、保有者		32以下	29	100%		
			—					31以下				

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

<p>i 交通安全運動、交通安全教育等の推進</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>各季交通安全運動における関係機関・団体と連携した広報啓発や対象に応じた交通安全教育等を推進した結果、事業群の最終目標である年間の交通事故発生件数の目標値を達成しただけでなく、交通事故死者数は26人（前年比-10人）となり、交通事故統計を取り始めた昭和23年以降で最少となった。</p> <p>死亡事故内容を分析すると、歩行者の死者数は11人と前年比で3人減少しているものの、このうち9人は夜間や道路横断中に発生した事故で、夜間の事故の割合が依然として高い状況にある。</p> <p>一方で、前年は減少に転じていた高齢運転者が加害者となる事故の死者数は、前年から1人増加の13人と全体の半数を占める結果となり、今後の課題としては、歩行者及び高齢運転者の交通事故抑止対策を強化して推進する必要がある。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>令和6年中の死亡事故の分析結果を踏まえ、夜間における歩行者事故抑止対策として、車両運転者に対するハイビームの積極的活用及び信号機のない横断歩道の予告標示であるダイヤマークの周知を強化し、歩行者保護意識の向上を徹底するとともに、歩行者に対しては、徒步による夜間外出時の反射材の着用、実際の事故事例に基づいた道路横断時における斜め横断や横断歩道外の横断の危険性を周知する必要があり、今後、これらのこと重点として、交通安全講習や交通安全キャンペーン、交通指導取締り等の街頭活動における指導のほか、新聞やラジオ等による各種広報媒体による繰り返しての広報啓発、更に各自治体や企業等が街頭に掲示しているデジタルサイネージ等の広報媒体を活用し、より多くの県民に対する広報啓発を図っていく。</p>
<p>ii 交通指導取締りの推進</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>交差点関連違反及び悪質性・危険性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進したが、交差点関連違反を原因とした事故が全事故の半数以上となるなど依然として高い水準を占めた。一方で、飲酒・無免許運転による交通事故については39件（前年比-9件）と減少し、死亡事故も交差点関連違反を原因とした事故が13件（前年比-3件）、飲酒運転による事故が1件（前年比-3件）と減少したものの、引き続き、交通死亡事故を抑止するため、交差点関連違反及び悪質性・危険性の高い違反を重点に置いた交通指導取締りを推進する必要がある。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>交差点関連及び悪質性・危険性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを引き続き推進する。</p> <p>特に、飲酒・無免許運転については、重大事故に結びつきやすいことから、夜間取締りや検問など効果的な検挙活動を推進するとともに、繁華街における警戒などの未然抑止活動を推進する。</p>
<p>iii 交通安全施設の整備</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>交通安全施設の整備として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民の要望・道路の新設状況、交通量等を総合的に検討し、道路交通実情に適応する交通規制の設定と信号機等の設置を実施 ・高齢者、障害者等の交通弱者の安全を確保するため、バリアフリー対応型の交通安全施設の整備を実施 ・生活道路における歩行者の安全を確保するため、「ゾーン30プラス」の整備及び各種通学路の安全対策を推進 ・道路交通環境の改善を図るべき危険箇所の発見に努め、適切な措置を講ずる二次点検プロセスを推進などの対策を推進し、交通事故の抑止を図った。 <p>高齢になっても安全に移動することができ、障害の有無に関わりなく安全に安心して暮らせる社会を目指すため、高齢者、障害者等交通弱者への安全対策を継続する必要がある。</p> <p>また、限られた予算内での適切な維持管理を行うため、継続して既存の交通安全施設の見直しを図りながらスクランプアンドビルトを推進する必要がある。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>引き続き、道路新設や交通量増大等の道路環境の変化に伴う交通安全施設整備を推進するとともに、少子高齢化・過疎化等の社会の変容に対応するため交通安全施設の合理化を推進する。</p> <p>重大事故となる可能性が高い高齢者、障害者等交通弱者への安全対策として、バリアフリー対応型の交通安全施設の整備を継続して推進する。</p>
<p>iv 運転免許行政の推進</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>運転免許保有者に対する更新時講習等の機会において、交通事故情勢に応じた講習を実施し、安全運転意識の高揚を図ったほか、運転に不安を感じている方や一定の病気等に罹患しているおそれがある方に対しては、安全運転相談を行い、運転継続が困難な場合には、行政処分を実施し、必要に応じて自主返納を促した。</p> <p>令和6年中は交通事故の発生件数及び死者数は減少しているものの、重傷事故の件数が増加し、依然として高齢者が関連する交通事故の割合が高率であることから、引き続き、高齢運転者対策を始めとする交通事故抑止に向けた対策を推進する必要がある。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>交通事故（特に高齢運転者が第1当事者となる交通事故）を抑止するため、認知機能検査及び運転技能検査を適正に実施するほか、運転免許更新時等における高齢者講習の充実を図り、運転に不安を感じている方や一定の病気等に罹患しているおそれのある方に対しては安全運転相談を実施して、必要な場合には運転免許証の自主返納を促す。</p>

4. 令和7年度見直し内容及び令和8年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業番号	事業事業名 事業期間 所管課(室)名	令和7年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和7年度の新たな取組は「R7新規」等と、見直しがない場合は「ー」と記載	令和8年度事業の実施に向けた方向性		
				事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
					②	
○	1	交通安全教育推進事業	コロナ禍を経て、多人数を集めての大規模な交通安全講習会の開催が減少していることから、各種イベント、集会時等における交通安全教育の時間を設けてもらうようアウトリーチ的に提案することで教育の機会を増やすとともに、SNSを活用した情報発信、デジタルサイネージ等の各種広報媒体の積極活用を行うこととした。	②	交通安全教育は、世代等対象者の特性に合わせて実施する必要があるため、より実践的で効果的に安全意識の高揚が期待できる安全教育、広報啓発活動を継続的に実施するとともに、関係機関・団体の協力を得ながら、ライフステージに合わせた段階的、体系的な交通安全教育を実施して、県民の交通安全意識の醸成を図る活動を継続して推進する。 また、次年度は、交通安全教育の更なる推進のため、新たな活動・成果指標を設けることも検討していく。	改善
		—	—		—	現状維持
		交通企画課	—		令和3年度から令和7年度の交通安全に関する総合的な指針となる「第11次長崎県交通安全計画」に基づき、令和7年度の長崎県交通安全実施計画を策定し、市町、警察、関係機関・団体等と緊密に連携しながら、陸上交通の総合的な交通安全対策を推進する。また、県内の小学校・中学校・高等学校等の児童・生徒から、交通安全図面を募集して交通安全意識の啓発を図る。 交通安全対策基本法で交通安全実施計画の策定が義務付けられており、長崎県の交通安全対策を推進していく上で必要な事業であり、県内の交通情勢を踏まえ、効果的な交通安全対策を強力に推進する必要があるため、本事業を継続していく。	現状維持
取組項目i	3	交通安全運動推進費	—	—	交通事故を抑止するためには、県民一人一人の交通安全に対する高い意識が不可欠であり、県民の意識高揚を図るために、各季の交通安全運動等（夏の交通安全週間を含む。）を推進していく必要があることから、本事業を継続していく。 また、交通死亡事故が多発したときには、緊急の対策を講じて交通死亡事故の鎮静化を図る必要があることから、迅速な広報活動、その他の対策を講ずるため、本事業を継続していく。	現状維持
		S51-	—		—	現状維持
		交通・地域安全課	—		—	現状維持
取組項目i	4	交通安全指導員等育成費	—	—	交通安全指導員は、児童等への交通安全教育、交通安全の広報活動、街頭指導など児童等を中心とした歩行者の交通安全確保・交通安全指導の中核的存在であり、その活動が児童等の交通事故被害防止に大きく寄与していることから、本事業を継続していく。その一方で、高齢者の交通事故抑止が大きな課題であるため、高齢者の交通事故抑止に向けた活動を幅広く展開して行く必要がある。 市町交通指導員は、各地域の交通安全維持に必要不可欠な存在であり、その活動が県下の交通秩序維持に大きく貢献していることから、「長崎県交通安全の保持に関する条例」に規定されたとおり、県の責務として交通指導員への指導教育を行って交通指導員の資質向上を図るためにも本事業を継続していく。	現状維持
		S48-	—		—	現状維持
		交通・地域安全課	—		—	現状維持
取組項目i	5	交通安全母の会育成費	—	—	交通安全母の会は、児童・生徒の交通安全確保のため地域に根ざした交通安全活動を実践している団体であり、県民の交通安全意識の向上に寄与している。 また、長崎県交通安全母の会連合会は、県下の交通安全母の会を取りまとめ、交通安全の事業を積極的に展開し、児童・生徒を対象とする事業のみならず、高齢者の交通事故防止活動も行うなど、交通事故抑止に大きく貢献していることから、本事業を継続していく。	現状維持
		S53-	—		—	現状維持
		交通・地域安全課	—		—	現状維持
取組項目i	6	高齢者交通安全教育事業費	令和6年度からの新規事業であり、実際に実施する中で効果・効率を検討しながら、実施回数、内容、実施対象の確保方法等の見直しを行い、より効果的な参加体験型講習会となるように取り組んだ。	②⑤	令和6年中の交通事故死者数に占める高齢者の割合は7割超と高率であるなど、高齢者に係る事故防止対策は県の重要な課題であることから、令和7年度も引き続き高齢者を交通事故の加害者や被害者にしないための対策として、県、警察、市町の連携によるシミュレーター機材を活用した高齢者対象の参加体験型講習会を中心とした事業を実施する。 令和6年度からの新規事業であり、実際に実施する中で随時効果・効率等の検証を行い、実施回数、内容、実施対象の確保方法等の見直しを行う。	改善
		R6-8	—		—	改善
		交通・地域安全課	—		—	改善

取組項目 ii	○	7	交通事故の維持事業	<p>交通事故発生状況を分析・検証した上で、交通事故の実態に即した交通指導取締り計画の見直しや取締り手法の変更を適宜行なながら、交通事故の抑止に資する交通指導取締りを推進する。また、R7年度は発生原因で多くの交通事故において、横断歩行者妨害等違反の取締りに重点を置き、四季の交通安全運動時等において、同違反等の取締りを県的に強化する。</p>	<p>②</p> <p>重大事故の原因となりやすい横断歩行者妨害等をはじめとする交差点関連違反及び悪質・危険性の高い飲酒・無免許運転違反の交通指導取締りに重点を置くこととする。 また、飲酒運転のR6年中の検挙件数は前年比+21件と増加傾向にある事に加え、ひき逃げ等重大事案に発展するおそれがある懸念されることから、違反場所・時間帯等の分析に基づく効果的な検挙活動と繁華街警戒や検問等による未然防止活動の両面から交通事故の抑止を図る。</p>	改善
			—			
			交通指導課			
取組項目 iii	○	8	交通安全施設整備事業	<p>少子高齢化、過疎化等の社会変容に伴い、道路交通の実態も変化していることから、既存の交通安全施設の見直しを図りながらスクラップアンドビルトを推進しつつ、高齢歩行者、障害者などの交通弱者を重点対象とするバリアフリー対応型の交通安全施設の整備を推進する。</p>	<p>②⑨</p> <p>今後も少子高齢化、過疎化等が更に進行することが予想されており、これに伴って交通実態の変化も加速していくものと考えられることから、既設の信号機等の交通安全施設のうち、有効性や必要性が乏しくなっているものについては確実に廃止を推進しつつ、新規道路建設や交通量増加等に対応するための交通安全施設整備を推進する。 また、交通安全施設は、更新が老朽化に追いつかず更新年限を超えたものが増加傾向であるため、維持管理を適切に行う。</p>	改善
			—			
			交通規制課			
取組項目 iv	○	9	交通安全確保業務	—	<p>会計年度任用職員による交通安全対策及び不法占有防止等に対するパトロールの実施並びに適正な特殊車両通行許可審査を実施している。道路交通の安全確保を図っていくためには、適正な道路維持管理が不可欠であり、本事業を継続していく。</p>	現状維持
			H15-			
			道路維持課			
取組項目 iv	○	10	運転免許行政の推進	—	<p>交通事故（特に高齢者が第1当事者となる交通事故）を減少させるため、運転免許更新時等における各種講習や安全運転相談を引き続き推進する必要があることから本事業を継続していく。</p>	現状維持
			—			
			運転免許管理課			

注：「2. 令和6年度取組実績」に記載している事業のうち、令和6年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができるか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戰略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しどうしているか。
- ⑩ その他の視点